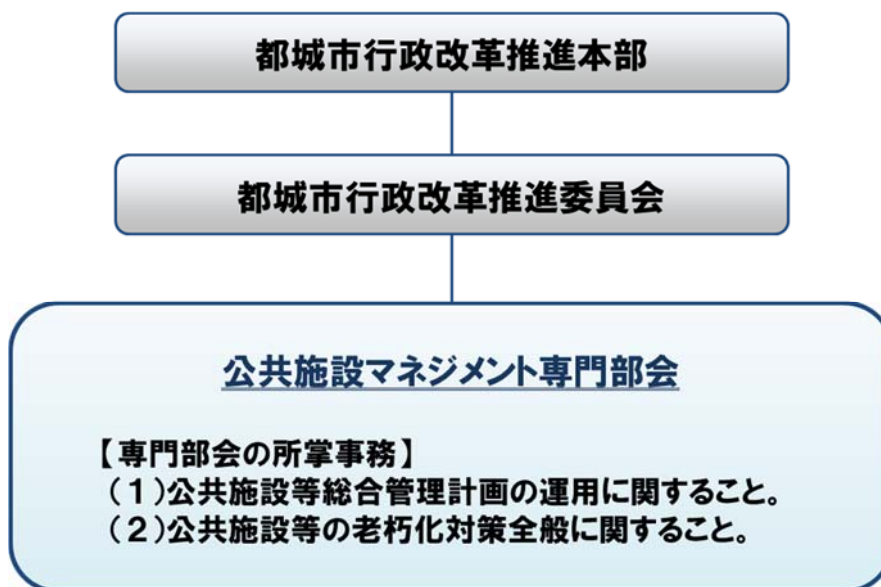


第4章 推進体制

4-1 推進体制の構築

計画の推進に当たっては、全庁的な取組が必要なことから、「都城市行政改革推進本部」において、計画の進行管理と評価を行い、定期的に計画のフォローアップを実施します。そのため、「公共施設マネジメント専門部会」において、課題等の検討・整理を行います。

施設所管部署は、本計画に基づき取組を進めるとともに、公共施設等の大規模改修や建替えを検討する際には、今後の公共施設の在り方について整理し、関係部署と事前協議を行うなど実効性を担保する仕組みづくりを進めます。

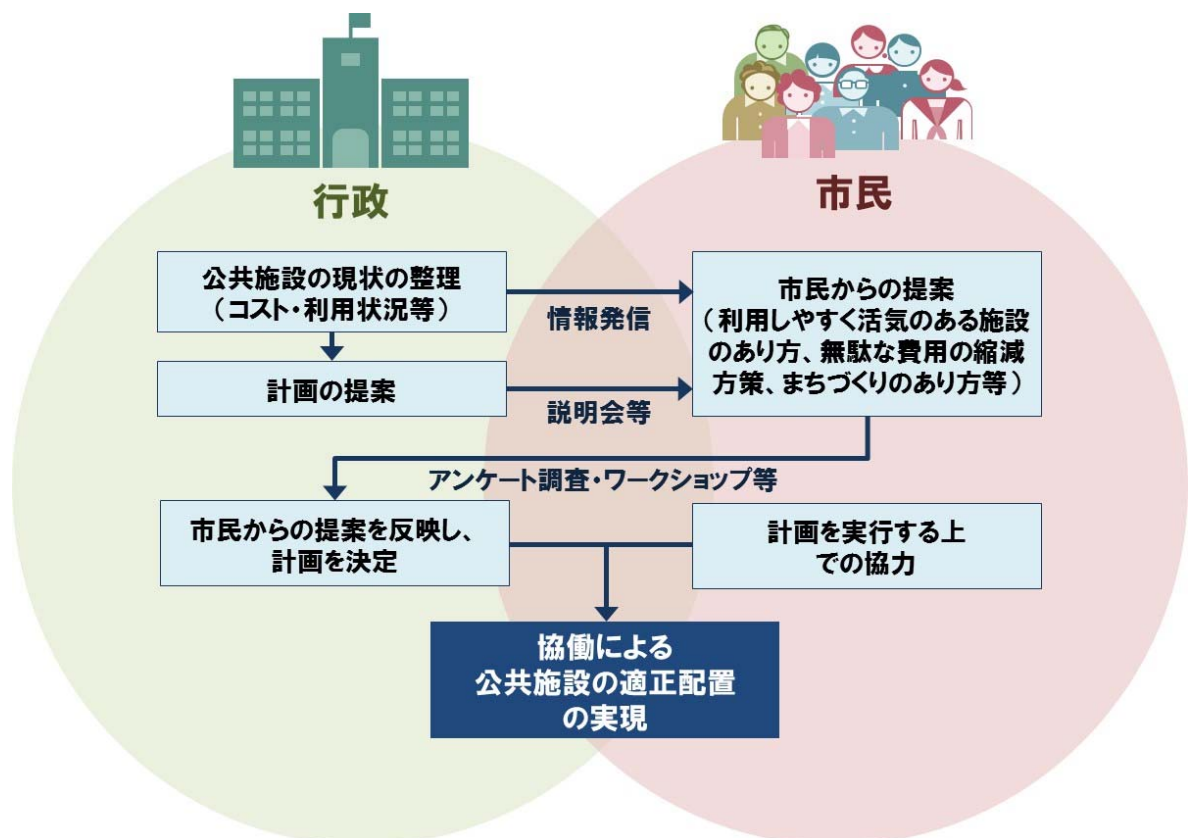


公共施設マネジメントの推進体制

4-2 市民との協働

公共施設等をよく利用する団体や市民だけでなく、日頃施設を利用することが少ない市民の声も反映させながら、より公平性の高い市民サービスの提供に努めます。

また、公共施設マネジメントの必要性について全市的な課題として問題意識を共有するため、公共施設の利用状況や劣化状況、運営状況等の情報発信や市民向けの説明会、公共施設等に関するアンケートの実施、パブリックコメントの実施等により、市民と協働しながら公共施設マネジメントを進めます。

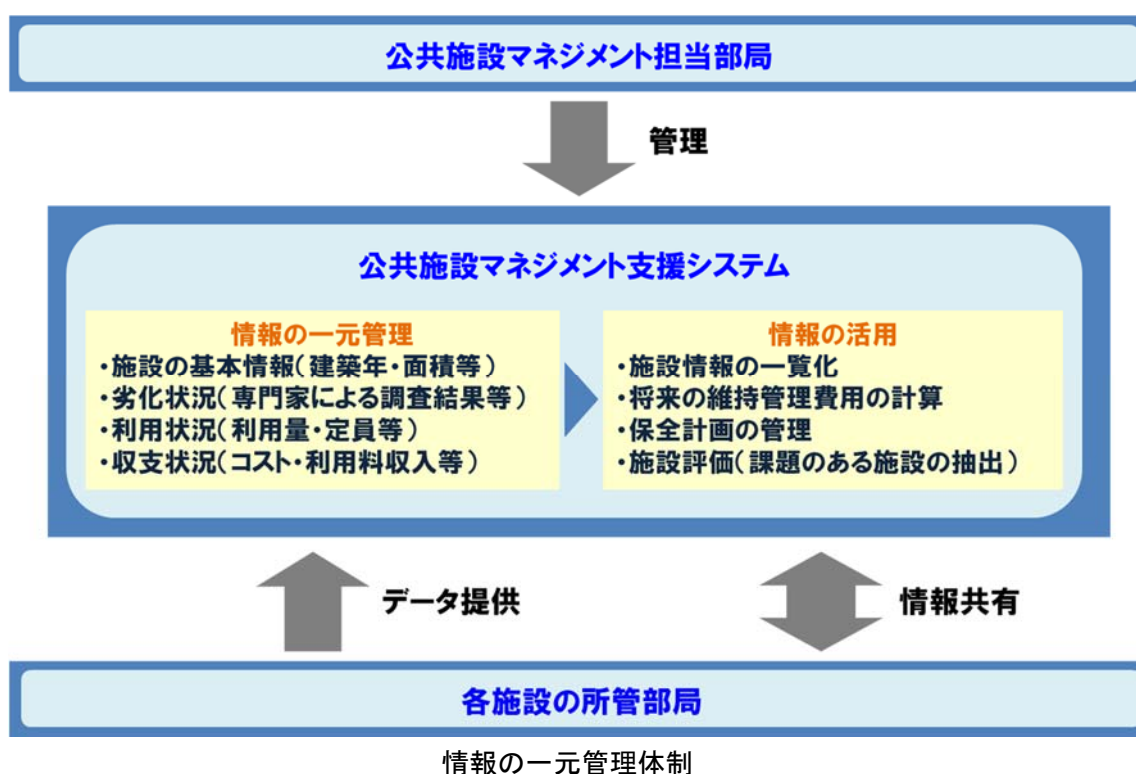


市民との協働による適正配置の推進

4-3 情報管理・共有化の必要性

施設を担当する組織ごとに分散管理している情報をデータベース化し、情報の一元化、見える化、共有化を図ります。管理する情報は、土地・施設の面積、構造、建設費用、劣化状況、工事履歴、利用者数、維持管理費用等で、具体的な情報は現地劣化調査、施設実態調査等により収集します。

一元化した情報に基づき、施設評価を行います。老朽化した施設や、利用が少ない施設、支出が大きすぎる施設等を抽出・把握するため、品質（劣化状況、安全性等）、供給（利用状況等）、財務（収益性等）の視点で点数化を行います。その上で、ハード（品質）、ソフト（財務・供給）の2つの軸で公共施設を4グループに分類し、継続保有、改修、用途変更、統廃合、廃止等、各グループの公共施設の今後の大まかな方向性を検討します。



都城市公共施設等総合管理計画

(平成 29 年 3 月)

発 行 都 城 市
電 話 (0986)23-2672
F A X (0986)23-2625

新域



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統